

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する
環境基準の水域類型の指定の見直しについて
(報 告 案)

令和3年〇月

中 央 環 境 審 議 会 水 環 境 部 会
陸 域 環 境 基 準 専 門 委 員 会

生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直し(案)

1. 検討の概況

平成 13 年 9 月 25 日付け諮問第 17 号をもって環境大臣の諮問を受けた、水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しが必要な水域のうち、大滝ダム貯水池（おおたき龍神湖）、徳山ダム貯水池（徳山湖）、相模ダム貯水池（相模湖）、城山ダム貯水池（津久井湖）、土師ダム貯水池（八千代湖）の 5 つの湖沼（貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）について検討を行った。

検討対象水域のうち、河川類型から湖沼類型への見直しを検討した 2 つの湖沼の現行の類型指定は以下の通りである。

政令別表の一に掲げる水域	水域	現行の類型指定状況	
		水域名	環境基準類型
紀の川水系の紀の川	大滝ダム貯水池（おおたき龍神湖）	紀の川（1）	河川 AA
木曾川水系の揖斐川	徳山ダム貯水池（徳山湖）	揖斐川（1）	河川 AA

また、検討対象水域のうち、暫定目標の見直しを検討した 3 つの湖沼の、現行の化学的酸素要求量(COD)、全窒素及び全リンに係る環境基準の基準値及び類型指定、並びに暫定目標及び目標年度は以下のとおりである。

政令別表の一に掲げる水域	水域	項目	基準値 (該当類型)	暫定目標 (目標年度)
相模川水系の相模川	相模ダム貯水池（相模湖）	化学的酸素要求量(COD)	3mg/L 以下 (湖沼 A)	—
		全窒素	0.2mg/L 以下 (湖沼 II)	1.2mg/L (令和 2 年度)
		全リン	0.01mg/L 以下 (湖沼 II)	0.080mg/L (令和 2 年度)
相模川水系の相模川	城山ダム貯水池（津久井湖）	化学的酸素要求量(COD)	3mg/L 以下 (湖沼 A)	—
		全窒素	0.2mg/L 以下 (湖沼 II)	1.1mg/L (令和 2 年度)
		全リン	0.01mg/L 以下 (湖沼 II)	0.042mg/L (令和 2 年度)
江の川水系の江の川	土師ダム貯水池（八千代湖）	化学的酸素要求量(COD)	3mg/L 以下 (湖沼 A)	—
		全窒素	0.2mg/L 以下 (湖沼 II)	0.43mg/L (令和 2 年度)
		全リン	0.01mg/L 以下 (湖沼 II)	0.018mg/L (令和 2 年度)

2. 検討の結果

上記 5 つの湖沼について、現在の水質の状況、利水の状況、将来水質予測等を踏まえて検討を行った結果、暫定目標については、おおむね 5 年ごとに見直しが必要されていることから、暫定目標の目標年度は、令和 7 年度とすることが適当である。各水域の環境基準の類型指定及び達成期間については、2.1、2.2 のとおりとすることが適当である。

なお、暫定目標の設定に当たっては、以下の考え方を基本とした。

ア 暫定目標の検討にあたっては、最近の水質改善対策の効果や発生負荷量の変動を反映している直近の実測値（水質調査結果）も勘案し、将来において実現可能と考えられる範囲で最も良好な値を目指すことを基本とする。

イ 環境基準の達成が見込まれる水域においては、暫定目標を設定せず、速やかに環境基準の達成を図ることとする。

また、達成が見込まれない水域においては、実現可能と考えられる範囲で暫定目標を強化する。

ウ 従前の暫定目標に比べ水質の悪化が見込まれる場合は、実測値の推移等も考慮して、可能な限り水質悪化の防止が図られるような暫定目標を設定する。

2.1 河川類型から湖沼類型への見直しを検討した水域

類型指定、達成期間について、表 1 に示す通りとする。

表 1 類型指定の検討結果（河川類型から湖沼類型への見直しを検討した水域）

政令別表 による名称	水域	項目	水域類型 (基準値)	達成期間		(参考) 現行の類型
紀の川水系の 紀の川	大滝ダム貯水池 (おおたき龍神湖)	化学的酸素 要求量 (COD)	湖沼 A (3mg/L 以下)	イ	直ちに達成する	河川 AA
		全窒素 全磷	湖沼 II 全窒素を除く (全磷 0.01mg/L 以下)	イ	直ちに達成する	—
木曾川水系の 揖斐川	徳山ダム貯水池 (徳山湖)	化学的酸素 要求量 (COD)	湖沼 A (3mg/L 以下)	イ	直ちに達成する	河川 AA
		全窒素 全磷	湖沼 II 全窒素を除く (全磷 0.01mg/L 以下)	イ	直ちに達成する	—

(1) 大滝ダム貯水池（おおたき龍神湖）

類型については、湖沼 A 類型、湖沼 II 類型に相当する水道の利用があること、また水産からも湖沼 A 類型、湖沼 II 類型に相当と考えられるため、「湖沼 A 類型・湖沼 II 類型」に指定する。なお、全窒素／全磷比及び全磷濃度の状況から、全窒素は適用しない。

(2) 徳山ダム貯水池（徳山湖）

類型については、水利用の観点からは、湖沼 B 類型、湖沼 V 類型に相当するが、現状水質が湖沼 A 類型、湖沼 II 類型を満足しており、将来予測水質も湖沼 A 類型、湖沼 II 類型を満足することが見込まれることから、現状非悪化の観点から、「湖沼 A 類型・湖沼 II 類型」に指定する。なお、全窒素／全リン比及び全リン濃度の状況から、全窒素は適用しない。

2.2 暫定目標の見直しを検討した水域

類型指定、達成期間について、表 2 に示す通りとする。

表 2 類型指定の検討結果（暫定目標の見直しを検討した水域）

政令別表 による名称	水域	項目	水域類型 (基準値)	達成期間		(参考) 現行の類型
相模川水系の 相模川	相模ダム 貯水池 (相模湖)	化学的酸素 要求量 (COD)	湖沼 A (3mg/L 以下)	イ	直ちに達成する	湖沼 A
		全窒素 全リン	湖沼 II (全窒素 0.2mg/L 以下 全リン 0.01mg/L 以下)	ニ	段階的に暫定目標を達成 しつつ、環境基準を可及的 速やかな達成に努める。 全窒素:令和 7 年度までの 暫定目標 1.0mg/L 全リン :令和 7 年度までの 暫定目標 0.080mg/L	湖沼 II 全窒素:令和 2 年度までの 暫定目標 1.2mg/L 全リン :令和 2 年度までの 暫定目標 0.080mg/L
相模川水系の 相模川	城山ダム 貯水池 (津久井湖)	化学的酸素 要求量 (COD)	湖沼 A (3mg/L 以下)	イ	直ちに達成する	湖沼 A
		全窒素 全リン	湖沼 II (全窒素 0.2mg/L 以下 全リン 0.01mg/L 以下)	ニ	段階的に暫定目標を達成 しつつ、環境基準を可及的 速やかな達成に努める。 全窒素:令和 7 年度までの 暫定目標 1.0mg/L 全リン :令和 7 年度までの 暫定目標 0.042mg/L	湖沼 II 全窒素:令和 2 年度までの 暫定目標 1.1mg/L 全リン :令和 2 年度までの 暫定目標 0.042mg/L
江の川水系の 江の川	土師ダム 貯水池 (八千代湖)	化学的酸素 要求量 (COD)	湖沼 A (3mg/L 以下)	イ	直ちに達成する	湖沼 A
		全窒素 全リン	湖沼 II (全窒素 0.2mg/L 以下 全リン 0.01mg/L 以下)	ニ	段階的に暫定目標を達成 しつつ、環境基準を可及的 速やかな達成に努める。 全窒素:令和 7 年度までの 暫定目標 0.43mg/L 全リン :令和 7 年度までの 暫定目標 0.018mg/L	湖沼 II 全窒素:令和 2 年度までの 暫定目標 0.43mg/L 全リン :令和 2 年度までの 暫定目標 0.018mg/L

(1)相模ダム貯水池（相模湖）

類型については、湖沼Ⅰ類型・湖沼Ⅱ類型に相当する水道の利用があることから、引き続き「湖沼Ⅰ類型・湖沼Ⅱ類型」とする。

全窒素及び全リンについては、現在見込み得る対策を行ったとしても、5年後において環境基準の達成が困難であることが見込まれるため、達成期間は【二段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。】とし、令和7年度までの暫定目標を設定する。

(2)城山ダム貯水池（津久井湖）

類型については、湖沼Ⅰ類型・湖沼Ⅱ類型に相当する水道の利用があることから、引き続き「湖沼Ⅰ類型・湖沼Ⅱ類型」とする。

全窒素及び全リンについては、現在見込み得る対策を行ったとしても、5年後において環境基準の達成が困難であることが見込まれるため、達成期間は【二段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。】とし、令和7年度までの暫定目標を設定する。

(3)土師ダム貯水池（八千代湖）

類型については、湖沼Ⅰ類型・湖沼Ⅱ類型に相当する水道及び水産の利用があることから、引き続き「湖沼Ⅰ類型・湖沼Ⅱ類型」とする。

全窒素及び全リンについては、現在見込み得る対策を行ったとしても、5年後において環境基準の達成が困難であることが見込まれるため、達成期間は【二段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。】とし、令和7年度までの暫定目標を設定する。

なお、自然由来の発生負荷量の影響により環境基準の達成が非常に困難な湖沼について、指定のあり方や対策等のあり方について、専門家や関係機関等と協議し、速やかに検討していくことが必要である。

また、類型指定からの時間が経過し、類型指定や設定した暫定目標の根拠となった当時の水質状況または前提条件に変化が生じている湖沼について、環境基準の類型指定や暫定目標等の取扱いについて、今後の検討が必要である。

検討対象水域の水質予測結果について

1. 河川類型から湖沼類型への見直しを検討した水域

1－1. 大滝ダム貯水池（おおたき龍神湖）・・・・・・・・・・1.1

1－2. 徳山ダム貯水池（徳山湖）・・・・・・・・・・1.2

2. 暫定目標の見直しを検討した水域

2－1. 相模ダム貯水池（相模湖）・・・・・・・・・・2.1

2－2. 城山ダム貯水池（津久井湖）・・・・・・・・・・2.2

2－3. 土師ダム貯水池（八千代湖）・・・・・・・・・・2.3